

令和6年度 いじめ防止基本方針

【 基本姿勢 】

いじめは、しない！
させない！
許さない！



高萩市立松岡小学校

いじめとは

◎いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◎いじめにより、次のような疑いがあると認められる場合、これを「**重大事態**」という。

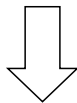
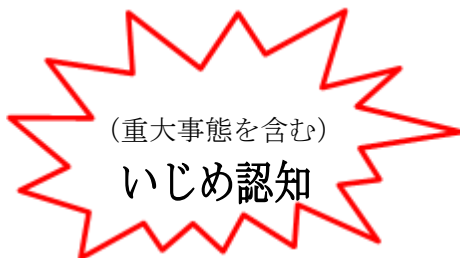
- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

いじめの基本認識

教師がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ①いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会等、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

取組のための組織



いじめ防止協議会 (生徒指導協議会)

- 開催部：毎月開催
- 構成：全職員
- 内容：①未然防止の取り組み
②早期発見の取り組み
③アンケートの実施と結果報告
④各クラスの状況報告



いじめ緊急対応会議

- 開催日：いじめを認知した時点で、学校長のリーダーシップのもと、速やかに開催する。そして、事態収束まで開催する。
- 構成：校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 学年主任 担任 養護教諭 SC等 その他
- 内容：①事実関係の正確な調査・把握と教育委員会への報告
②被害者、加害者または全体に対して、具体的な指導方針を検討
③保護者と連携を取りながら、いじめの解決指導
④関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携を取りながらいじめの解決指導

いじめ防止への組織的対応

いじめ防止の取組 : 児童の尊厳を守り、児童をいじめに向かわせない心の教育に努める

◎基本的考え方

- ・児童が、安心・安全にすごすことができる学級や学校にしていく。(居場所づくり)
- ・児童自らが、実際に他者と関わり合う中で、より良い生活を築いていこうとする思いをもつ場面や機会を提供していく。(きずなづくりのための場づくり)

1 学習活動等の充実

分かる授業を実現するために創意工夫を行い、授業改善を図る

- 授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 生徒指導の機能(自己決定、自己存在感、共感的な人間関係、安全・安心な風土)を生かし、児童が「やる気を起こす、問いをもつ、考える、協力し合う」ことのできる授業づくりに努める。
- 児童にいろいろな見方や考え方があることを指導し、考えや意見を伝え合うことを通して、自由に発言できる喜びや、友達と共に学ぶことの楽しさを味わわせる授業に努める。

2 道徳教育・人権教育の充実(「ネットいじめ」対策を含む)

豊かな人間関係づくりを図る

- いじめは重大な人権侵害であり、決して許されるものではないことを児童に理解させる。
- 道徳の時間や特別活動等をはじめとした学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方や生き方について考えさせ、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の生命や人権を尊重する態度を育てる。
 - ・人権意識や自己有用感を高める道徳授業の実践
 - ・自己肯定感を高める体験の機会の設定
 - ・SOSの出し方に関する授業の実施
 - ・生命の安全教育の教材等を活用した授業の実施
 - ・携帯電話、インターネット等を使用する際の情報モラルの指導と、保護者との連携(家庭でのルール作りの推進)
 - ・外部講師による「規範意識醸成教室」「SNSインターネット教室」の実施
- 【情報モラルの指導で伝えること】
 - *発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと
 - *匿名でも書き込みをした人は、特定できること
 - *書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の命に係わる事案だけでなく、傷害等の別の犯罪につながる可能性があること
- 特別活動や総合的な学習の時間等において、グループ学習、学年全体の活動、異年齢集団による活動等を通して、互いに教え合い、学び合う態度を育てる。
- 意見の相違があっても、互いを認め合いながら解決していく力や、自分の言動が相手や周りに与える影響を判断して行動できる力等、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
 - ・学級全員の思いや願いが込められた「学級目標」の設定
 - ・ソーシャルスキルトレーニング・構成的グループエンカウンター等を活用した人間関係作り
 - ・WebQ Uの活用

3 日常の生徒指導の充実

児童一人一人の理解に努める

- あらゆる機会を設けて、教職員が児童と信頼関係を築きながら、児童の声を聞き、気持ちを理解していく。また、必要に応じて、きめ細かな教育相談や悩み調査・諸検査を行い、児童の内面を多角的にとらえる。
- 学級担任は、生徒指導主事、教科担当者、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携を密にし、情報を収集する。

日頃からいじめ防止に努める

- 学級、学年集会、全校集会において「いじめは絶対に許さない」姿勢を日頃から児童に訴えていく。
- 教師の目の届きにくい場所について、校内巡回等を行い、いじめを防止するための環境整備を行う。

力を合わせて的確な対応を図る

- 計画的に校内研修会を実施し、教職員の相互理解や児童についての共通理解を図る。
- 悩みを抱えている教師に対しては、具体的な手だてにより、全教職員で支援する。
- 教育相談研修等に参加して、児童の多様化している行動への指導力向上を図る。

4 地域との連携の充実

保護者との密接な情報交換を図る

- 家庭訪問、電話、連絡帳、手紙、日記、各種提出物のコメント等を通して、たえず学校と保護者との情報交換を密に行い、相互理解を図る。
- 保護者と学校がよりよく児童を理解するために授業参観、学級・学年懇談会、学校公開を積極的に取り入れる。

関係諸機関との連携を緊密にする

- いじめの相談は関係諸機関に持ち込まれることが多いので、積極的に学校からも出向いて情報交換をし、連携・協力を深める。
- 地区の青少年相談員や自治会、育成会、子育て支援課等との連携を図り、共に児童の健全育成に努めるという関係づくりをする。

いじめの早期発見に向けて

◎基本的考え方

日頃から児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつて的確に関わり、いじめを積極的に認知する。また、報告・連絡・相談・確認の徹底に努める。

1 相談体制の充実 ～ 気軽に相談できる雰囲気づくり ～

- 教育相談月間（6・10月）、保護者面談（7月）及び必要に応じて個人面談を実施
- スクールカウンセラー、支援員との情報交換

2 小さなサインを見逃さない ～ 児童がいるところには、先生がいる ～

- 生活アンケート、清潔調べ、生活の振り返り等を活用した交友関係や悩み等の把握
- 休み時間や給食等、児童との雑談の中で、児童の様子に目を配り、児童の話に真剣に耳を傾ける。
- 登下校指導、巡視活動等、放課後の児童の様子を把握
- SOSの出し方、生命の安全教育に関する授業の実施
- いじめ防止に関する校内研修の実施

3 アンケート調査等による実態の把握

- アンケート調査等を月1回実施（アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめや自分の身の回りで起きているいじめも記入）

4 保護者との連携

- 連絡帳、電話等を通して、学校での児童の様子や学校の取組を随時連絡し、家庭での児童の異変を気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。
- 各種通信（学校だより、学年だより、生徒指導だより等）、HPを通して、保護者の学校、学級への関心を高める。
- 定期開催のPTA役員会・運営委員会、学年・学級懇談会等で情報提供する。
- 児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した児童の見守り

5 警察等、関係機関との連携

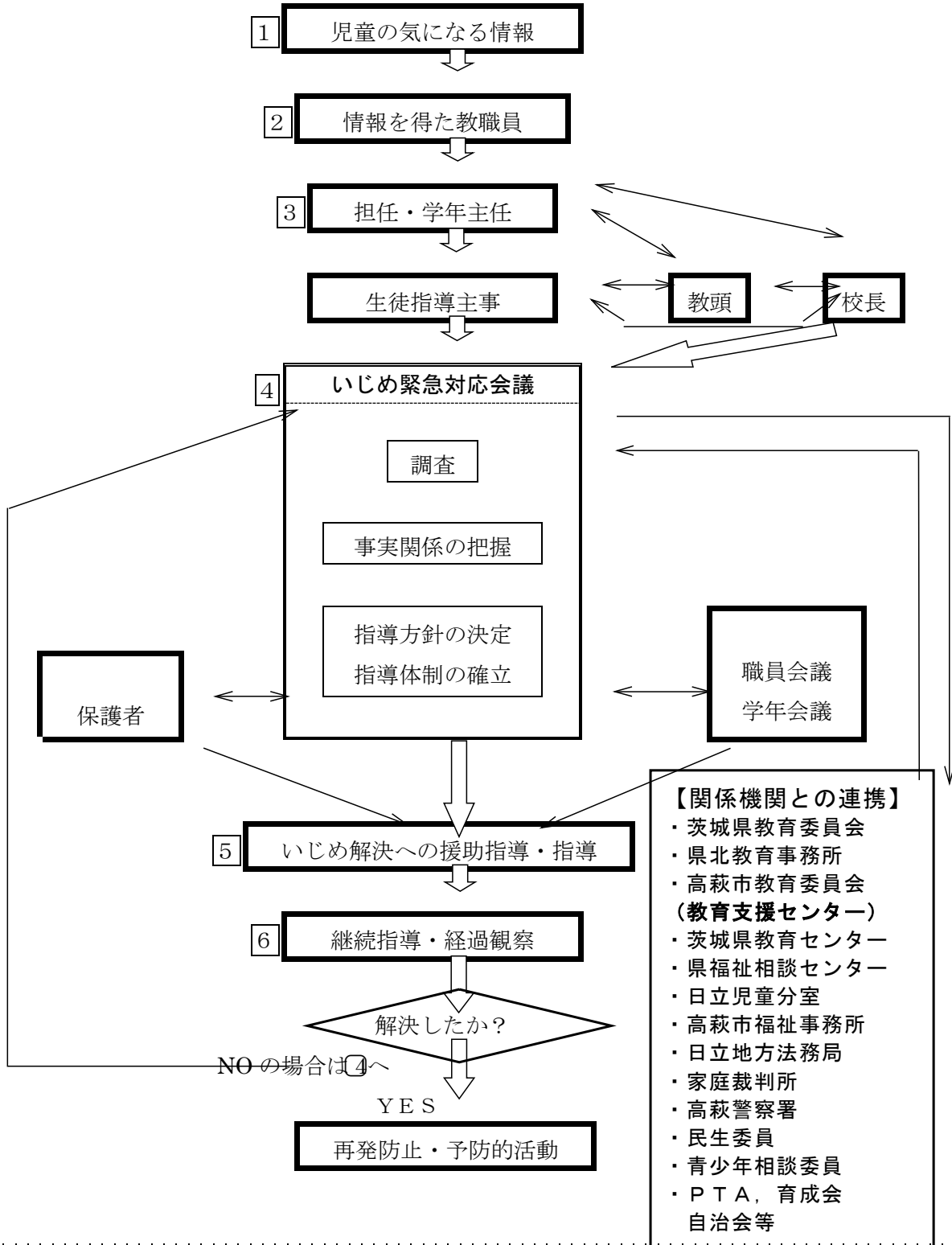
- 関係機関（警察、児童相談所、法務局等）と情報交換をし、連携・協力を深める。
- 地区の青少年相談員や民生委員、家庭教育支援員、自治会、育成会等との連携を図る。

いじめ解決への組織的対応

◎基本的考え方

学校長のリーダーシップのもと、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。加害児童に対しては、教育的配慮の下毅然とした態度で、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめ問題が生じたとき



緊急的対応

いじめ問題が生じたとき

1 児童の気になる情報

情報の内容例

○いじめられた児童や保護者から訴えを受けた。 ○他の児童等からいじめの情報を聞いた。
○児童の言動からいじめのサインに気づいた。 ○いじめらしき現場を発見した。 ○
家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた。

2 教職員の基本姿勢

教職員の意識をチェックする

いじめの初期の段階で、教職員がいじめのサインを見落とししたり、いじめの実態を認識できなかったりすると、深刻ないじめに発展していくことが予想される。そのため全教職員があらゆる場で、日頃から児童の交友関係や表情、態度等の小さな変化にも気を配ることが大切である。

- いじめ問題には独断で対応しない。他の教職員等と連携を図り、組織的に対応する。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- 徹底していじめられている児童の側に立つ。
- いじめが起こった学級の担任を全教職員で支援していく雰囲気や体制をつくる。

3 担任・学年主任の具体的な対応例

いじめのサインを早期に発見するには？

※いつもと違う児童の変化に気付くことが大切

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしない欠席，遅刻，早退 | <input type="checkbox"/> 食欲の低下，体の不調 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲の低下(成績の低下) | <input type="checkbox"/> 表情や情緒，言葉遣い等の変化 |
| <input type="checkbox"/> 特定の児童への冷やかしからかい | <input type="checkbox"/> 休み時間や放課後等の一人での行動 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物の破損や落書き | <input type="checkbox"/> 保健室や職員室への頻回訪問 |
| <input type="checkbox"/> 家庭からの金品の持ち出し | <input type="checkbox"/> 教職員の不在を確かめるような行動 |
| <input type="checkbox"/> 打僕やすり傷，服装の乱れ | <input type="checkbox"/> グループに教職員が近づくと分散する行動 |

独断で対応せずに素早く関係者に連絡すること

連絡を受けた担任または学年主任は、「様子を見よう」「いじめではない，悪ふざけだろう」「単なるけんかだ」等と個人的な解釈や判断をせず，生徒指導主事に必ず報告・相談する。生徒指導主事が不在の場合は，教頭・校長に直接報告する。なお情報伝達の微妙なズレを防ぐため，簡単な報告書を作成しておくとうい，

【報告書例】

いじめ状況報告書 (報告者 氏名)

- ①日 時
- ②場 所
- ③被害者 ○年○組 氏名 ○○ ○○
- ④加害者等 ○年○組 氏名 ○○ ○○
- ⑤内容・状況等

4 いじめ緊急対応会議

いじめ対策の中心となる生徒指導主事は、校長、教頭に報告し対応を検討する

- ①問題を解決するためのいじめ緊急対応会議を招集する必要があるか。
- ②命に係わる事案、不登校、脅迫、暴行等緊急に対応する必要があるか。
- ③事実調査の内容と方法はどうか。
一連の経過について、いつ、どこで、だれが、何を、なぜどのように等、明確に記録しておく。
外部からの情報提供に対しては、すべての教職員が対応できるようにしておく。
生徒指導主事は、担任や学年主任等と連絡を取り合い、いじめ緊急対応会議を招集する。

【会議資料の内容】

- ・いじめの状況(報告書)
- ・いじめの被害者、加害者に関する資料(家庭環境調査等)

【会議の構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、SC等 その他

調査

調査の観点

- ①いじめの被害者、加害者等の関係児童との面接調査や行動観察をどのように実施するか。
 - ②役割分担はどうするのか。
 - ③保護者との連絡をどのようにするか。
- ※調査は、いじめられた児童・いじめている児童・周囲の児童の三者に対して速やかに行う。

調査実施上の留意点

- 調査する上では、まず教職員自身がいじめの被害者の立場に立ち、常に児童を支える立場で接する。
- 被害者は、「いじめられている」ことを語らないことが多いので、性急にならずに、被害者の気持ちに沿って話を聞く。
- いじめの加害者は、「いじめた」と思っていなかったり、認めなかったりする場合が多いので威圧的にならずに、本人の不満や言い分を受容的に聞く。
- けんか両成敗的な指導はしない。
- 事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
- 事実関係が明確になったら児童自身にいじめの経過を書かせる場合もある。
- 当事者以外から情報が提供されたとき、その情報源(児童等)に迷惑が及ばないように配慮する。

調査の項目

- ①いじめの状況
日時、場所、人数、いじめの態様やいじめ集団の構成等
- ②いじめの動機・背景
- ③いじめられている児童、いじめている児童の言動とその特徴
- ④保護者の知っていること
- ⑤教職員の知っていること
- ⑥他の問題行動との関連

5 いじめ解決への援助指導

具体的に援助・指導するための組織を結成する。

児童にとって誰がキーパーソンかを考え臨機応変にメンバーに加える

- 被害者担当チーム：担任，生徒指導主事，養護教諭等
- 加害者担当チーム：学年主任，担任，生徒指導主事，養護教諭等
- 間接指導チーム（観衆・傍観者）：生徒指導主事，学年主任，担任，養護教諭等
※観衆とは自分では直接手を下さないがはやしたてたりする者。傍観者とは，いじめを見て見ないふりをする者をいう。
- 保護者との連携班：担任，学年主任，生徒指導主事，教務主任，教頭等

被害者への指導・援助の姿勢

- どんな理由があるにせよ，徹底していじめられた児童の立場に立つ。
- 親身になって話を聞く。
 - ・静かに，落ち着いて話ができる雰囲気を作る。
 - ・教職員と児童という上下関係を作らず，穏やかに接する。
 - ・相づちを打ちながら話を聞き，児童を安心させる。
 - ・「あなたも悪いところがあるよ」「頑張ってる」等の批判や安易な励ましは絶対にしない。
- 継続的に事後指導を行い，今後の対策について一緒に考える。
 - ・学校や教職員の考え・対処の仕方を誠意を持って本人に伝える。
 - ・本人の意思を無視して強引に解決を進めないようにする。
 - ・親やいじめていた児童へどのように働きかけたらよいか，また働きかけてほしいかを本人と相談しながら進める。

【被害者チームの具体的な対応例】

- いじめられるつらさや苦しみに共感的理解を示す。
- いじめは絶対許さないこと，いじめ解決まで「必ず守り通す」こと，徹底していじめられる側に立つことを伝える。
- いじめ防止への強い取り組みの姿勢を継続して伝え，信頼関係を作る。
- 本人が自信を持って学校生活を送れるよう事後指導を継続的に行う。
- 「いじめ解決の陰にいじめあり」とならないように加害者及び周囲の児童への影響を考慮して指導・援助に当たる。
- 長期的に観察と支援を続ける一方，他の教職員や周囲の児童から情報を得る。

加害者への指導・援助の姿勢

- いじめの背景の理解に努め，個別にかかわる機会を継続的にもつ。
- 自分はどうすべきであったか，これからどうするかについて考えをまとめ行動できるように援助する。
- 教職員が一方的に問いつめるようなことはせず，お互いの人間関係を大事にしながら良い点を認めてやる。
- 集団でのいじめの場合は，個別指導と並行してグループとの話し合いを継続して行う。
- 本人が「謝りたい」という気持ちが生まれてきた段階で，いじめられていた児童の気持ちを確認し，きちんとした謝罪と今後の決意表明をさせる。

【加害者チームの具体的な対応例】

- いじめた児童の行為を中立の立場で冷静に確認する。
- いじめた児童の言い分を受容的に聞きながら，いじめの意図を確認する。

- いじめた児童自身の心理的背景を理解する。
- その後も本人の気持ちを理解し、継続的にかかわっていく。
- いじめた児童の長所を本人に伝え(再認識させ)、エネルギーを長所を生かした事に向けさせる。
- 長期的に観察と支援を続け、他の教職員や周囲の児童から情報を得る。

観衆・傍観者への指導・援助の姿勢

- 当事者だけの問題にとどめず、学級あるいは学年全体の問題として考えていく。
- 学級や全体への指導では、教職員は正論だけを訴えるのではなく、感情に走らず、冷静に本気でこの問題に取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめを止めたり教職員に連絡したりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- 日常生活において、教職員と児童一人一人との触れ合いを通じて、児童を温かく見守り、内面を理解し、良いところを伸ばすよう心がける。
- 児童一人一人との好ましい人間関係を確立し、心が通い合う学級の雰囲気作りに努める。

【間接指導チームの具体的な対応例】

- いじめられている児童のつらい気持ちを考えさせるとともにいじめ行為の卑劣さを理解させる。
- いじめを見てはやし立てる行為は、直接手を下さなくてもいじめへの加担であり、いじめと同じであることをよく分からせる。
- いじめを見て見ぬふりをする傍観という態度は、いじめられている児童にとってどのような影響を持つかを考えさせる。
- 学級活動等で、いじめの問題について話し合わせ、いじめをなくすにはどうすればよいかを児童一人一人に自分のこととして考えさせる。
- 心の悩み、イライラ、先々への不安等のストレスを排除し、明るい気持ちで生活できるように援助する。

保護者との連携の姿勢

- 「児童のためにどうするか」という視点に立って、保護者とよく連携を図り、共に考えていくという姿勢を持つ。
- 教職員が保護者を非難したり、一方通行的に話したりすることのないよう、十分配慮する。
- 家庭訪問等保護者との面談は、学級担任一人だけでなく学年主任等複数の教職員等で対応する。
- 保護者からの悩みや言い分については、話合いの時間を十分確保する。

【被害者・加害者の保護者との連携班の具体的な対応例】

- 確認したいじめの事実関係を冷静かつ正確に伝える。
- いじめられた児童の保護者に対しては、学校の安全管理が十分でなかったことを率直に認め、謝罪する。
 - ・いじめの再発防止対策等、学校の指導方針を説明し、保護者の理解を得る。
 - ・家庭における児童の様子を観察等、保護者に協力を依頼する。
- いじめた児童の保護者に対しては、家庭訪問等により、直接いじめの行為等についての事実を伝える。
 - ・学校としての対応について説明し、問題解決のためには保護者の協力が不可欠であることを伝える。
- 保護者から学校への要望、学校としてできることとできないこと、保護者としてできることとできないこと等を明確にしながらいじめられた児童、いじめた児童の指導・援助の方向性を探る。

6 継続指導・経過観察

継続指導の観点

- ①表面的な謝罪だけで解決したと、安心することなく、両者が納得できるようにする。
- ②今後どの教職員が、どの児童に具体的にどのような関わりをしていくのか明確にしておく。
- ③外部関係機関等の対応は窓口を一本化して、連携をとりやすくする。
- ④問題が深刻化した際、問題を焦点化して、校長を中心として組織的に対応する。

経過観察の観点

- ①いじめのサインはないか。
- ②交友関係はどうか。
- ③意欲的に生活しているか。
- ④家庭における様子はどうか。

いじめのその後について検討する

- ①発生したいじめ問題を解決と判断できるか。
- ②これまでの援助・指導の方針を再検討する必要性はあるか。
- ③いじめ問題が長期化・複雑化した場合、関係機関との連携が必要か。
- ④望ましい学級づくりができるようにしていく体制を検討する。

【 学校 】 重大事態の発生

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

重大事態への対応

